

## 静岡社会健康医学大学院大学学位規程

令和3年4月1日 規程第67号

(目的)

第1条 この規程は、静岡社会健康医学大学院大学学則（令和3年規則第6号。以下「本学学則」という。）第47条の規定に基づき、静岡社会健康医学大学院大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(専攻分野の名称)

第2条 学位に付記する専攻分野の名称は、社会健康医学とする。

(学位授与の要件)

第3条 前条の学位は、本学学則の定めるところにより、本学の課程を修了した者に授与する。

2 本学大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学した日から3年以内（ただし、長期履修の場合は、博士後期課程の在学期間を含めて6年以内とする。）に博士論文を提出し、その審査に合格した場合には、前項によるものと同様の学位を授与する。

(論文審査の申請)

第4条 修士論文（課題研究を含む。以下同じ。）又は博士論文（以下、これらを「学位論文」という。）の審査を受けようとする者は、教授会の定める期日までに所定の申請書に学位論文を添えて提出するものとする。

2 論文審査のため必要あるときは、論文の要旨その他の参考資料を提出させることができる。

(論文審査委員)

第5条 学位論文の審査及び試験を行う審査委員（以下「論文審査委員」という。）は、3名以上とし、教員のうちから、教授会の議を経て、研究科長が指名する。

2 教授会が必要と認めた場合において、前項の論文審査委員に教員以外の者を指名することができる。ただし、その数は指名する論文審査委員数の半数未満とする。

(試験の方法)

第6条 前条の試験は、論文を中心として、これに関連する授業科目について口答又は筆答により行う。

(審査期間)

第7条 学位論文の審査及び試験の時期は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、教授会の議を経て、期間を定めて延長することができる。

る。

- (1) 第3条第1項の規定による修士の場合 申請書受理後 1月以内
- (2) 第3条第1項の規定による博士の場合 申請書受理後 3月以内
- (3) 第3条第2項の規定による者 申請書受理後 1年以内

(審査結果の報告)

第8条 論文審査委員は、学位論文の審査及び試験が終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び試験の結果の要旨の結果を教授会に文書で報告しなければならない。ただし、修士の学位については、論文の内容の要旨は省略することができる。

- 2 論文審査委員は、論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験を行わないことができる。この場合には、前項の規定にかかわらず、試験の結果の要旨の報告を要しない。

(審査結果の議決)

第9条 教授会は、前条の報告に基づき、その者の学位論文及び試験について合格又は不合格を議決する。

- 2 前項の議決をするには、教授会の構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を必要とする。

(審査結果の報告)

第10条 研究科長は、前条の規定により合格又は不合格の議決をしたときは、その結果を、文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位授与の決定)

第11条 学長は、前条の報告に基づいて、学位授与の可否を決定し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位記の授与)

第12条 学長は、前条の決定に基づく学位の授与を別記様式により行うものとする。

(学位授与の報告)

第13条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(学位論文要旨等の公表)

第14条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、

その学位論文を公表しなければならない。ただし、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定により学位論文を公表する場合には、本学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位名称の使用)

第16条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、専攻分野の名称並びにこれを授与した本学名を付記するものとする。

(学位の取消し)

第17条 学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、または不正の方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は、教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 前項の議決をするには、教授会において構成員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意がなければならない。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、学位審査に関し必要な事項は、教授会において別に定める。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年2月2日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第12条の規定により授与する修士の学位記の様式）

修第 号

## 学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学社会健康医学研究科の修士課程を修了したので修士(社会健康医学)の学位を授与する

年 月 日

静岡社会健康医学大学院大学長 氏 名 印

## **Shizuoka Graduate University of Public Health**

NAME

Date of Birth: Month Day, Year

having completed the Master's Program  
in the discipline of the Graduate School of Public Health,  
is hereby conferred the degree of  
**Master of Public Health**

Date

Degree Number: MPH0

Sign

Name

President

Shizuoka Graduate University of Public Health

別記様式（第12条の規定により授与する修士の学位記の様式（聴覚・言語コース  
修了の場合））

修第 号
学 位 記
氏 名
年 月 日生
本学社会健康医学研究科の修士課程を修了したので修 士(社会健康医学)の学位を授与する 聴覚・言語コースを修了したことを証する
年 月 日
静岡社会健康医学大学院大学長 氏 名 印

<b>Shizuoka Graduate University of Public Health</b>
NAME
Date of Birth: Month Day, Year
having completed the Master's Program in the discipline of the Graduate School of Public Health, is hereby conferred the degree of Master of Public Health
and in addition is certified the completion of Hearing and Language Course
Date
Degree Number: MPH0
Sign
Name
President
Shizuoka Graduate University of Public Health

別記様式（第12条の規定により授与する博士の学位記の様式）

博第 号
学 位 記
氏 名
年 月 日生
本学社会健康医学研究科社会健康医学専攻の博士後 期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び 試験に合格したので博士(社会健康医学)の学位を授与す る
学位論文名
年 月 日
静岡社会健康医学大学院大学長 氏 名 印

<b>Shizuoka Graduate University of Public Health</b>
NAME
Date of Birth: Month Day, Year
having completed the approved course of study, submitted a Dissertation and passed the required examinations in the Graduate School of Public Health is hereby conferred the degree of Doctor of Philosophy in Public Health
Dissertation title (English):
Date
Degree Number: PhDO
Sign Name President Shizuoka Graduate University of Public Health